

PCR検査における採取検体について

【厚生労働省の動き】

- ◆ 「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改定
 - ・ 検体の種類に「唾液」が追加
 - ・ 発症から9日間までの患者は、唾液でのPCR検査が可能
 - ・ 発症後10日目以降や無症状者のような、ウイルス量が少ない患者は、唾液での検査は適さない
 - ・ 喀痰と鼻咽頭ぬぐい液の2検体を検査（痰が出ないなどの場合、鼻咽頭ぬぐい液のみで可）するとされていたが、検体数の記載を削除

- ◆ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の改定
 - ・ 速やかに陽性者を発見する観点から、濃厚接触者（無症状者含む）はすべて検査対象

【大阪府における運用方針】

変更前

- 新規患者
⇒鼻咽頭ぬぐい液
※濃厚接触者等含む

- 陰性確認検査
⇒喀痰と鼻咽頭ぬぐい液
※宿泊療養の場合は**喀痰のみ**



変更後

- 新規患者
 - ・ 発症から9日以内⇒唾液
 - ・ 発症から10日以降⇒鼻咽頭ぬぐい液

- 濃厚接触者等
 - ・ 症状あり⇒唾液（発症から9日以内）
 - ・ 症状なし⇒鼻咽頭ぬぐい液

- 陰性確認検査
⇒喀痰または鼻咽頭ぬぐい液

※ 原則、上記方針のとおりとし、状況に応じて検体採取・輸送マニュアルの範囲内で適切に運用